

# 第4章 地域における大学の果たす役割の現代的意義

## －大学の「ミッション」と「地域交流センター」の今後－

國本 真吾 (Shingo KUNIMOTO)

### はじめに

本章では大学（短期大学を含む）を主語とし、地域社会において大学が果たす役割について検討する。その際、現在の文部科学行政や中央教育審議会における今後の大学教育の在り方に関する議論を手掛かりに、とりわけ近年強調されている大学の「機能別分化」や「ミッション（使命）」に視点を向ける。そして前章までの論考を基に、本研究の総括を兼ねた今後の「大学と地域」の関わりについての論点を整理し、今後の本学地域交流センターに関わる将来展望を論じる。

### 1. 大学の「機能別分化」と「ミッション」

#### （1）大学の「機能別分化」の要求と今後の見通し

2005年1月、中央教育審議会は「我が国高等教育の将来像」答申を発表し、中長期的（2005年以降、2015～2020年頃まで）に想定されるわが国の高等教育の将来像及びそれに向けて取組むべき施策を提示した。答申では、21世紀は「知識基盤社会」(knowledge-based society) の時代であり、ユニバーサル化を向かえた中で「我が国社会が活力ある発展を続けるためには、高等教育を時代の牽引車として社会の負託に十分にこたえるものへと変革し、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係の構築が不可欠」であると述べ、この国の今後の高等教育制度や政策が進むべき道や課題を提示した。とりわけ、高等教育の中核をなす大学の質を維持・向上するために、「大学とは何か」という大学の本質論に迫りながら、新たな時代の中で大学が果たすべき役割について求めている。具体的には、教育・研究を主とした大学が長年果たしてきた役割に加え、それらの「拡張（extension）」として、当時強調され始めた大学の社会貢献の重要性を大学の「第三の使命」と位置づけることで、大学開放のより一層の推進としての生涯学習機能や地域社会・経済界との連携も視野に入れていくこととされた。近年強調されるようになった大学の「機能別分化」は、この答申の「第2章 新時代における高等教育の全体像」の中で、「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」の内容として登場する（資料1）。やや長文だが、その箇所を以下に引用する。

#### 資料1 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

○高等教育機関のうち、大学は、全体として

- ①世界的研究・教育拠点
- ②高度専門職業人養成
- ③幅広い職業人養成
- ④総合的教養教育
- ⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究
- ⑥地域の生涯学習機会の拠点
- ⑦社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）

- 等の各種の機能を併有する。各々の大学は、自らの選択に基づき、これらの機能のすべてではなく一部分のみを保有するのが通例であり、複数の機能を併有する場合も比重の置き方は異なるし、時宜に応じて可変的である。その比重の置き方がすなわち各大学の個性・特色の表れとなる。各大学は、固定的な「種別化」ではなく、保有する幾つかの機能の間の比重の置き方の違い（大学の選択に基づく個性・特色の表れ）に基づいて、緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。
- 例えば、①や②の機能に特化して大学院の博士課程や専門職学位課程に重点を置く大学もあれば、④の機能に特化してリベラル・アーツ・カレッジ型を目指す大学もある。こうした大学全体としての多様性の中で、個々の大学が限られた資源を集中的・効果的に投入することにより、各大学の個性・特色の明確化が図られるべきである。
- さらに、我が国の高等教育はユニバーサル段階を迎つつあることから、特に③④⑥の機能に重点を置く大学にあっては、例えば、充実したリメディアル（補習）教育の実施や、就職や他大学の学士・修士・専門職学位課程等への円滑な進学・編入学を特色とすることも考えられる。
- このように、18歳人口が約120万人規模で推移する時期にあって、各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要性がある。このとき、
- ・各大学は、「機能別分化」を念頭に、他大学とは異なる個性・特色の明確化を目指すこと。
  - ・国や地方公共団体等は、各大学が重点を置く機能を自主的に選択できるように配慮しながら、財政面を含む幅広い支援を行うこと。
- 等の点に特に注意しなければならない。
- 各大学においては、自ら選択した機能を十分に発揮できるよう、教職員として多様な人材を育成・確保するとともに、その資質の向上に努める必要がある。
- 日本の大学について、米国のカーネギー教育振興財団が行っている大学分類のように授与する学位の種類や量に応じて大学を分類することも、現状認識の一つの方法として可能である。自らの理念・目標や大学院の有無・規模等の違いに応じて、こうした様々な分類を参考としつつ、重点を置くタイプを大学が自ら選んでいく必要がある。このような努力は、各大学が志向する方向を明確にして発展を図っていることの表れでもあると考えられ、国としても各大学の努力を支援していくことが重要である。
- 高等教育の中核を担う大学に関しては、教育・研究・社会貢献という使命・役割を踏まえて、それぞれに応じて具体的にどのような機能に重点を置き、個性・特色の明確化を図っていくか、各大学ごとの自律的な選択に基づく機能別の分化が必要となっている。そうした面からも、質の保証がますます重要な課題となっている。

資料1に「短期大学」の文言は登場しないが、中段の「特に③④⑥の機能に重点を置く大学」という部分は、短期大学を想定した内容であることが読み取れる。この答申では、他にも「短期大学士」への学位の見直し、「准教授」「助教」などの教員組織の見直し、入学者選抜・教育課程の改善や「出口管理」の強化といった、いわゆる「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」の「三つのポリシー」の明確化なども掲げられ、以後、関連法令の改正へと至った。これらは、答申の第5章において「早急に取り組むべき重点施策（「12の提言」）」として挙げられた項目だが、「機能別分化」は同じ章の「中期的に取り組むべき重要施策」の項目として挙げられている。この答申に基づく国の高等教育に対する政策の手法は、まさに「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へと移行していることを物語っている。

上記のように、国策として進められる高等教育改革ではあるが、「機能別分化」をめぐっては、2011年2月時点でも中央教育審議会で検討が重ねられている途中である。例えば、2011年1月19日に開催された、中央教育審議会大学分科会（第94回）資料によると、今後予測される高等教育改革の柱として3つの柱が検討されていることがうかがえる（資料2）。具体的には、「大学教育の質保証・向上」「機能別分化と大学間連携の促進」「教育研究機能の充実のための組織・経営の基盤強化」である。

## 資料2 第5期・中教審大学分科会の審議における論点整理（概要）

<p><b>1. 大学教育の質保証・向上</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公的な質保証システムの改善           <ul style="list-style-type: none"> <li>①設置基準の改善               <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準性の明確化に向けた検討。</li> <li>・「社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制」を設置基準に規定。</li> <li>・また、医学教育の定員増の対応や、法科大学院の質保証に関して設置基準を改正。</li> </ul> </li> <li>②設置認可審査の改善               <ul style="list-style-type: none"> <li>・明らかな準備不足の申請に対する「早期不認可」を導入。</li> <li>・届出設置をアフター・ケアの対象に追加。</li> </ul> </li> <li>③認証評価の改善               <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置基準との関係性を明確化、設置認可審査との接続を改善。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○グローバル化への対応           <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア域内の大学間連携（日中韓の「CAMPUS Asia」構想に具体化）</li> <li>・海外大学とのダブルディグリーを推進するガイドラインを公表。</li> </ul> </li> <li>○大学の活動に関する情報の公表           <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学が公表すべき教育情報を明確化（学校教育法施行規則を改正）。</li> <li>・大学の国際的な情報発信を進めるガイドラインを公表。</li> <li>・設置認可・届出に関し、大学の申請内容をウェブサイトで公開。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>2. 機能別分化と大学間連携の促進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設置形態を超えた機能別分化の促進（今後、各大学のミッションの可視化や、機能別の質保証の実施について検討）</li> <li>○ 機能別分化の進展を踏まえつつ、大学間の連携を促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程の共同実施の制度化（設置基準を改正し、3事業が発足）。</li> <li>・教育・学生支援の共同拠点の制度化（学校教育法施行規則を改正し、これまで12拠点が大臣認定）。</li> <li>・そのほか、戦略的大学間連携、地域・分野別のコンソーシアムを促進。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>3. 教育研究機能の充実のための組織・経営の基盤強化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学財政の重要性と今後の改善を提言</li> <li>○ 私立大学が、自主的な機能別分化を通じ「自立・発展」「連携・共同」「撤退」の方向性を早期に判断できるよう支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・H22年度には、私立大学への経常費補助の拡充とともに、自主的に経営改善に取り組む大学を支援。</li> <li>・日本私立学校振興・共済事業団による経営相談の充実（H22には「リーダーズセミナー」を実施）。</li> <li>・透明性と社会からの信頼性の向上のため、私学団体が、財務・経営情報の公表について取りまとめ。</li> </ul> </li> </ul>

これらはすなわち、認証評価を通じて大学教育の品質保証を高めるために、より質の高い教育を実現するための大学間連携を期待している。その中で、大学の個性・特色を生かした機能別分化を推し進め、大学の再編・統合や私立大学の撤退なども視野にした、大学経営のガバナンス機能の改善を期待するものとも言い換えることも出来るだろう。つまり、国としてはそれらの取組みに資するための財政支援を講じるという「政策誘導」であり、大学等の高等教育機関は市場原理主義の中で、今後もさらなる競争を強いられることになる。しかし、「機能別分化」に関わる制度改革は現在進行形であり、具体的には、①設置形態を超えた機能別分化の促進、②各大学の機能別分化を踏まえた大学間の連携

を促進（教育課程の共同実施の制度化、教育・学生支援の全国共同利用拠点の創設、戦略的大学間連携やコンソーシアムの促進など）、③2011年度の概算要求等での事項（世界的研究・教育拠点、高度専門職業人養成、総合的教養教育、地域の生涯学習機会の拠点等に対応した支援など）が検討されている。

## （2）大学の「ミッション」確立の要求

大学の「機能別分化」と同時に注目されることは、近年「大学の使命」つまり「ミッション」を明確にすることを求める動きである。そもそも「大学の使命」とは、ホセ・オルtega・イ・ガセット（José Ortega y Gasset、1883～1955年）が1930年に著した『大学の使命』（和訳：井上正、玉川大学出版部、1996年）が知られているが、近年求められている「大学の使命」は経営手法の一つとしての「ミッション」の色合いが強くなっている。例えば、鳥取県では片山善博県知事（1999～2007年在職）時代に、県行政の各部署において「ミッション」の設定を導入したことが知られている。このような「ミッション」とは、任務・使命などの意味で用いられるが、「大学の使命」とは文字通り大学が自らに課せた（または、課せられた）使命のことを指す。私立学校の場合、「建学の精神」が創設の理念のように定められているが、それがイコールにミッションということではない。2011年4月より「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」（2010年6月15日公布、平成22年文部科学省令第15号）の施行に基づき、各大学は教育情報の公表を実施しなければならない。その中で求められている「教育研究上の目的」とは、ここでいう「ミッション」と別に考える必要がある。

諸星裕は、大学の「ミッション」を「この大学で学べば、こういう教育を受けることができ、こんな人間として卒業できることを約束します——大学と社会一般、そして学生のあいだのこのような契約事項」と解している（諸星裕『大学破綻』角川書店、2010年、p.5）。また、諸星は別著で、国内の大学で危機に陥っている諸例を基に、「わが国の大学にはミッションがない。建学の精神なるほとんど意味のない、また具体化できない文言をもつ大学は多いが、この大学は何を目的として、どのような手段でそれを具体化しているかという明確な表示をしている大学は少ない。ミッションが明確でなければカリキュラムもできないし、カリキュラムが確立されていなければ教員を雇用することができないはずである」と述べている（早田幸政・諸星裕・青野透編著『高等教育論入門』ミネルヴァ書房、2010年、p.3）。つまり、諸星の言う「ミッション」とは、それが不在なことが「日本の大学の致命的欠陥」（前出『大学破綻』、p.178）として論じられている点に特徴がある。

しかし、諸星の言う大学「ミッション」論ではないが、近年の中教審・大学分科会においても「ミッション」は重要視されつつある。先に記した、大学の教育情報の公表の実施は、教育研究状況の「プロファイル」の可視化としての第一次的な取組みであり、次なる取組みとして機能別評価の導入が検討されている。中教審・第93回大学分科会（2010年12月14日）の資料によると、教育情報の公表に関連して、「各大学が自主的な判断でミッションを選択し、それを公表しながら自らの方向性を強化」、「こうした取組が、単純な大学ランキングとならないよう、各大学がどのようなミッションに重点を置いているか、そして、そのミッションがどのように具体化されているか分かりやすく示す仕組みを検討（諸外国では、各大学がどのようなミッションに重点を置いているかに留意した観点で情報の公表が工夫されている）」など、改革を推進していく上での論点が挙げられている。2011年4月までに各大学がこぞって整備を行っている教育情報の公表に際しては、単に公表する情報の整備に留まらず、大学としてのミッションの明示、またそれに基づく学部・学科等のミッションの設定が急がれよう。無論これらのミッションが、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）と、垂直関係で整合性が図れているかが問われるるのは言うまでもない。このように、大学のミッションの設定は、その大学の存在意義に関わることになる。大学の存在意義を再確認する意味でも、ミッションの明確化は不可欠となる。

### (3) 「新しい公共」を担う大学としての役割

「ミッショント」と並んで注目されることは、中教審における「新しい公共」の担い手としての学生教育の要求ということになる（資料3参照）。「新しい公共」は、わが国では小泉政権に象徴されるような新自由主義的改革の中で行われた、様々な行政改革で用いられた一つの手法として知られている。具体的には、従来、行政が実施したり、または行政と一部の民間団体が実施してきた公共サービスを、大きく民間主体に移すというものである。非常に顕著な例としては、行政処分としての措置制度で行ってきた福祉事業を、民間の様々な経営主体に委ねる中で、福祉サービスの顧客としての利用者とサービス提供を行う事業者間での契約に基づくシステムへ転換してきたのが、一連の社会福祉基礎構造改革に見られた特徴である。その結果、従来公営や社会福祉法人で実施してきた福祉の分野に、株式会社やNPO法人などの民間参入が図られてきたことは、「公・私」の二分的な発想から、「公・共・私」の三分的な発想への転換であった。また、鳥取県内でも様々な公立運営で行ってきた公共施設が、「指定管理者制度」により、その運営が民間へ委託されている例も多い。とりわけ、公立保育所の民間移譲などは、「共同」を通り越した「私」への完全移管であり、行政と民間が「共同」した「新しい公共」とは異なる、行政サービスの新たな方向性を意味する動きも見られている（例－日本型NPMやPFI手法の導入）。そのような「新しい公共」を担う次世代の育成が、大学教育（実際には学生支援の議論過程において）に要求されてきていることは興味深い。例えば、中教審大学分科会・学生支援検討ワーキンググループがまとめた「今後の学生に対する経済的支援方策の在り方に関する論点整理」（2010年12月24日）では、「新しい公共」と大学教育の関係について次のように整理している。

（前略）教育の目的は「人格の完成」と「国家・社会の形成者の育成」（教育基本法第1条）であり、「社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。」（平成20年12月「学士課程教育の構築に向けて」（中央教育審議会答申））など、従来、大学教育は本質的に公共を担う人材育成に資するものとして捉えられており、「新しい公共」の概念においても、国民自身が主体的に行動する姿を目指している点は共通している。

大学教育の質の保証が求められている今日、大学の学位プログラムの確実な履修を行うことは当然であり、こうした大学教育を通じ、「支え合いと活気のある社会」を担う学生を育成することが期待されるが、学生を支えている社会からの公的支援等に対する認識の不足や大学教育を受けた学生が円滑に社会に移行できていない等の課題も存在しており、学生に対して社会との相互関係をより一層意識させることが求められる。大学においては、学生の豊かな経験を生かせるよう、学生自ら参画する教育研究活動やその成果を社会へ伝えるアウトリーチ活動、学内外ワークスタディやボランティア活動等の教育課程内外の活動等に対して適切に助言等を行い、総合的かつ全人的な発達を促す教育活動の中で学生が成長するよう促していくことが求められる。そのためにも、国や大学において、現在の大学教育の捉え方や学習成果の在り方について、「新しい公共」の概念を踏まえた取組を促進することが求められる。こうした「新しい公共」の取組を通じ、学生に対し、学生支援を始めとした大学教育が有する公共性を明確化し、自分たちの学びが社会から支えられている事を再認識させるとともに、学生の役割意識を醸成し、社会を支える自立した人としての成長の契機となるよう促していく必要がある。

学生に対する経済的支援の方策の中で、「新しい公共」が登場することに唐突感があることは否めない。とりわけ、「自分たちの学びが社会から支えられている事を再認識させる」中で、社会における自己の役割意識を高め、「社会を支える自立した人」としての成長を求めていることは、外圧的な自立への要求とも言える。そのことを実現するために、「新しい公共」の取組みが位置づいていることは、やや飛躍した議論ではあるが、对学生教育の観点から考えると、単純に否定する内容とは言えない。

例えば、近年の大学生がおかれている就職が厳しい状況の中で、限られた求人枠をねらった進路指導の限界性は存在する。社会福祉の分野で見た場合、先に述べたように福祉サービスを実施する事業者が多様化する中で、求人も従来の社会福祉法人以外に、企業やNPO法人が募集する場合も増加して

資料3 中教審大学分科会における「新しい公共」の担い手としての学生の育成に関するまとめ  
(2010年10月29日)

(参考) 「新しい公共」の担い手としての学生の育成について①

1. 「新しい公共」を求める背景

- 少子高齢化が進み、成熟期に入った社会では、政府が力とモノをつぎ込み社会問題を解決することは困難。
- 日本は、古くから「公共」は「富」だけが担うのではなく、結・講・座などで「支え合いと活気のある社会」を作る知恵と技術あり。

2. 「新しい公共」とは (平成22年6月 新しい公共円卓会議「新しい公共」宣言)

- 「支え合いと活気のある社会」を作るため、当事者たちが一定のルールと役割をもって参加する「協働の場」
- 「すべての人に居場所と出番があり、みなが人に役立つ喜びを大切にする社会」、「新しいサービス市場が発展し、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる事で、人々の生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会」
- 当事者がそれぞれの役割をかかわることで課題を解決するという「コミュニティ・ソリューション」

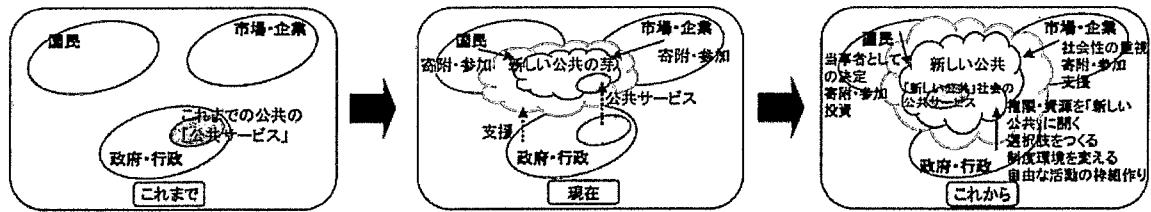
3. 「新しい公共」と、これまでの大学教育との関係

【これまでの大学教育の方向性】

- 教育の目的は「人格の完成」と「國家・社会の形成者の育成」(教育基本法第1条)
- 「学士課程答申」における「学士力」
  - 3. 態度・志向性
    - (4) 市民としての社会的責任  
社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。
  - 「社会的・職業的自立」を目指す取組を教育課程の内外で重視(平成23年度施行の大学設置基準改正)
    - いずれも、本質的に、公共を担う人材育成に資するものであり、国民自身が、当事者として、主体的に行動する点は同じ。

【新しい公共の観点で、大学教育の充実において発展させて捉えるべき観点】

- 「新しい公共」は、「協働の場」という場所概念。
- 「政府・行政」「国民」「市場・企業」という主体が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加。



(参考) 「新しい公共」の担い手としての学生の育成について②

「大学を「新しい公共」の場として捉える場合の視点」

- これからの中には、社会との関わりをより意識し、地域の問題解決に貢献するなど地域活性化の牽引役としての役割に期待。
  - 「新しい公共」の主体としての大学の役割
- また、大学は、学生を構成員とする人材育成の「場」。大学こそが、「新しい公共」の場として機能し、学生が、当事者として一定のルールと役割をもって参加するようどのような「仕掛け作り」が可燃か。
- 学生に対しても、「当事者として自らが居場所と出番を見つける」よう、「新しい公共の担い手」として「学生の気づきを促す仕掛け作り」はどのようなものがあるか。

(i) 大学の「新しい公共」の仕掛け作りの支援施策

- (例)・奨学金事業における経済的負担軽減
  - … 大学院生の業績優秀者返還免除制度において、研究成果のアウトリーチ活動等の新たな公共に向けた取組を行う大学に対し加算措置を行うなど、大学独自の取組を促進する。
- ・大学が行う学生への経済的負担軽減
  - … 国立大学の授業料減免に係る運営費交付金や私立大学等経常費補助において、学内ワークスタディ(学生スタッフの雇用)等、学生の経済的負担の軽減のための幅広い援助を行う大学に対する支援を加えていくなど、新しい公共に向けた取組を促進する。

(ii) 学生の「新しい公共の担い手」として気づきを促す仕掛け作り

- (例)・無利子奨学金貸与を受ける者
  - … 貸与決定通知の際に、社会から支えられた奨学金制度の趣旨を伝えると共に、ボランティア活動や、研究成果のアウトリーチ活動を奨励する。
- ・授業料減免を受ける者
  - … 大学が交付する授業料減免決定の際に、ボランティア活動や、研究成果のアウトリーチ活動を奨励するよう呼びかける。

いる。つまり、そこでは介護施設や保育所といったハードに取まる意味での求人ではなく、福祉サービスというソフトを担う人材に対する求人という形で変容しているのである。いわば、そのようなソフトは「新しい公共」として、社会福祉基礎構造改革の中で生み出されたわけであり、ハードではなくソフトを担う人材の輩出は、現代社会においてむしろ必然であると言えよう。大学教育における「新しい公共」の担い手としての要求は、現状追認型の過すぎた要求と捉える方が適切である。

とは言え、資料3にもある通り、「『新しい公共』の主体としての大学の役割」は、今後さらに広がってくることが予測されよう。このことは、大学教育の具体的な方向性が、地域における「新しい公共」を担う人材の育成へと解釈されていく可能性が強まっていることにもなる。資料3では、「大学を『新しい公共』の場」として捉えた上で、「これから大学には、社会との関わりをより意識し、地域の問題解決に貢献するなど地域活性化の牽引役としての役割に期待」とある。また、大学は「新しい公共」の場として機能することにより、「学生が、当事者として一定のルールと役割をもって参加するようどのような『仕掛け作り』が可能か」を大学に求め、学生には「『当事者として自らが居場所と出番を見つける』よう、『新しい公共の担い手』として『学生の気づきを促す仕掛け作り』はどのようなものがあるか」（下線部、原文ママ）を求めることが挙げられている。つまり、大学は「新しい公共」を担う場としての役割を持ち、そこで学ぶ学生には「新しい公共」を担う「担い手」として成長が期待されていくものと予測される。

#### (4) 小括

以上の政策動向の見通しを踏まえて、今後の大学の在り方に関する方向性を、本研究の課題である地域との関係で整理しておく。

大学の「機能別分化」について、まず大学が位置する地域の中で、その機能がどのように整理されるかである。例えば、機能別分化を個々の大学で検討することに留めず、都道府県別のような行政区域を目安として考えてみよう。設置形態を超えた機能別分化を鳥取県内で考えるならば、国立大学法人の鳥取大学（以下、鳥大）、公設民営方式だが私立の鳥取環境大学（2011年2月時点で県営の公立化を検討中。以下、環境大）、そして私立の鳥取短期大学（以下、本学）の県内3大学は、形態上は設置者を見ても違いがある。問題は環境大の今後となるが、仮に環境大が公立化に移行すれば、国立大学法人（鳥大）－公立大学法人（環境大）－学校法人（本学）という三者の違いがより明確になる。しかし、これではあくまでも設置形態別での分化であり、各大学が持つ機能に注目していくことが必要である。つまり、資料2になぞらえて考えると、②に関連した県内の「各大学の機能を補完しつつ、③に繋がる鳥取県全体として「質の高い教育を行うため」の「大学間の連携」をどのように検討していくかが課題となる。鳥取県内及び島根県内の大学機関は、2002年3月に「大学コンソーシアム山陰」（現在は、鳥取大学、鳥取環境大学、鳥取短期大学、島根大学、島根県立大学・短期大学部）の協定を締結し、「大学相互の結びつきを深め、教育研究のさらなる向上とその成果の地域社会・産業界への還元を図ること」を目的とした連携体制を構築している。大学コンソーシアム山陰の実質的な機能についての紹介は本稿では避けるが、このような山陰地方を一つの地域対象とした大学間連携とは別に、まず鳥取県内を地域対象とした上の「機能別分化」を試みることが現実的なところである。

次に「ミッション」についてだが、大学の役割に地域との連携や地域に対する貢献が求められることは、もはや避けては通れない。例えば、鳥大には「产学・地域連携推進機構」（2007年度～、学内組織の改組により設置）が存在し、環境大は公立化議論の中で「地域連携推進センター（仮称）（財団法人とつとり地域・連携総合研究センターの吸収を視野に）の設置が検討されている。鳥取県内に存在する3大学が、同じ鳥取県という地域に対しての連携や貢献を果たしていくにあたり、狭い範囲での競合化は予測されるだろう。また、逆に地域から大学に対する要求において、どの大学に対しても同じようなニーズが投げかけられることもあり得る。その要求に一律に答えることが必ずしも適切とは言えず、研究で貢献する場合、教育で貢献する場合など、各大学が持つ得意分野や積み上げ

られてきた実績を踏まえて対応することが望まれる。地域に対しては、個々の大学の姿勢（スタンス）を示すことが、引いては持続可能な地域社会の形成に繋がるものと言える。そのことからも、各大学が示す「ミッション」の存在が有効的となるわけだが、その中身に「地域」との関わりをどのように位置づけるかが課題となる。

最後に「新しい公共」と大学教育についてである。そもそも大学の「地域貢献」とは、その貢献度は何をもってして測るのかということがある。例えば、財団法人短期大学基準協会が定める「短期大学評価基準」（2008年5月改訂）では、＜評価領域VII 社会的活動＞の中で、地域貢献の評価に関する視点が存在する。公開講座や授業開放等の実施、地域社会の行政・商工業・教育機関・文化団体等との効果的な交流活動の実施等が、評価項目での「評価の観点」として挙げられている。地域貢献の度合いは、単に実施しただけとかその回数の多さだけで、適切に評価し得るものではない。貢献度の評価を質的に捉えない限りは、真に大学を評価したとは言えないだろう。学生たちが「新しい公共」の担い手として、大学教育を通じて成長していくことが求められる中で、「どのような貢献をしたか」とか「地域に何をもたらしたか」という、地域社会に対する寄与の中身を見ていく細かな分析の視点が必要となる。その評価は、学生が在籍する期間でなし得るものとは言えず、社会へ移行した後に達成されるところもある。とりわけ2年制の短期大学であれば、4年制大学と同等に評価するのはより困難であり、卒業後も含めて長期的に検証する中で評価されるべきであろう。地域貢献とは、一朝一夕でなし得るものではなく、時間の積み上げの中で高められる営みに他ならない。

## 2. 本研究の総括

最後に、1～3章や本章での各論考を基にした本研究の総括と、それらを踏まえた本学「地域交流センター」の今後に向けての提言を試みたい。

### （1）「地域」とは何か～第1章（藤本晴久）を受けて～

本学「地域交流センター」は、「本学の地域交流の拠点として地域交流を推進し、本学の教育・研究資源を活用して、地域社会の文化、教育、福祉・健康、産業を支援するとともに地域研究を行ない、もって地域と本学の発展に寄与することを目的」（センター規程第2条）として、2007年度より設置された。「地域の発展に貢献する人材を育成する」ことを建学の精神として位置づける本学にとって、「地域交流センター」は大学内部と地域社会とを結ぶ窓口としての役割が期待されているが、ここで重要なのは「地域」とはどこを指すのか、また「地域」とはどのような存在かということである。

本学には、大学が位置する鳥取県中部地区から通う学生だけではなく、鳥取県東部・西部、島根県や他県出身の学生もいる。2010年度、本学本科に在籍する学生の69%が鳥取県出身者である。本学が位置する中部地区出身者は20%であり、鳥取県東部32%、島根県28%に次ぐ割合となっている。また、学生の通学圏域で見ても東は鳥取県岩美町、西は島根県松江市と広域であり、本学の学生にとっての「地域」は一様ではない。このことから、本学が鳥取県全体、山陰地方全体を「キャンパス」として捉えようとしていることの理由が分かるだろう。

では、「地域」とは何かということを確認したい。第1章で藤本が問題提起した「地域とはどこか」という問い合わせの設定は、本学が射程する「地域」とは何かという逆説的な問い合わせであったと言える。例えば、「地域」という言葉を和英辞書で調べると“area”と訳されている。『大辞林』（三省堂）では、「地域」の意味として「①区切られたある範囲の土地／②政治・経済・文化の上で、一定の特徴をもった空間の領域。全体社会の一部を構成する／③国際関係において一定の独立した地位を持つ存在。台湾・香港など」と解説している。「地域」を空間的に捉えると、まさにこれらの言葉の意味にあるように「区切られたエリア」であり、具体的には地図を広げて視覚的に確認出来るようなものと思えるだろう。

その一方、英語では“area”の他に、“local”“region”“community”などの言葉も、類似する言葉として使用頻度が高まっている。とりわけ、社会学の領域では“community”としての「地域社会」への注目がなされているが、「地域」という言葉は実に変幻自在な解釈が用いられるものである。社会学の森岡清志は、「日常用語としての<地域>という言葉のもつ特質の一つは、雑然とした意味内容をありのままに受け入れ、包含する『多義性』にあり、この特質に加えて「<地域>という言葉は、その指示する空間的範域が、これまたきわめて曖昧模糊としているという特質も兼ね備えている」と述べている（森岡清志編著『地域の社会学』有斐閣、2008年、pp. 4～5）。藤本も第1章で「無限性」という表現を行ったが、つまり「地域」と口にしても、論じる者や聞き手によって、それぞれがイメージする「地域」の姿は一様ではない。「多義性」と「多重性」をもった用語として、その意味が捉えられることを自覚しておく必要がある。

「地域学」を掲げる鳥取大学地域学部では、「地域」を「人びとが生活している空間の広がりと、そこにおける社会関係を示すもの」と定義し、「地域」は「物理的・社会的な空間のまとまり」を示す言葉としている。これは、同大学の藤井正がいう「地域」は「たとえば鳥取県など特定の場所をさすものではなく、「住宅や職場、さまざまな施設、そこへの交通手段などが物理的・身体的側面で構成し、社会的・経済的な結合関係を通して人々の生活の基盤となる空間的な構造や単位に関する一般的な分析枠組み」ということとも重なる（藤井正他編著『地域政策入門』ミネルヴァ書房、2008年、pp. 10～11）。

これらを踏まえて、地域交流センターの目的や本学の建学の精神に立ち返ってみよう。「地域の発展に貢献する」「地域交流の推進」など、「地域」という言葉がそこに含まれてはいるが、それは山陰地方や鳥取県といった地理的な姿を安易に意味するものではない。人が生まれ育ち、学び働き、そして老いるという、人々が集う・暮らす空間が、重層的に織りなして構成されるものが「地域」である。

「地域の発展に貢献する」といった場合、具体的にそこで生きる人々の姿が浮かび、またそれらの人々に対する働きかけが行われてこそ成し得るものである。まさに、その働きかけとしての一歩として、人と人との通い合う「地域交流」が存在するといえる。そして、本学がもつ教育・研究の機能を生かして、それらの人々とともに歩む活動が「地域連携」に他ならない。その結果として、地域に寄与する「地域貢献」として、そこで評価されていくのである。

## （2）「地域」は大学の一キャンパスとして～第2章（田上重雄）を受けて～

「地域交流センター」は大学と地域とを結ぶ「窓口」として位置づいてきたが、現状から考えると「窓口」という表現が適切であるかという疑問がある。第2章で田上が提起した「学外工房とテクニカルネットワーク」は、大学と地域の関係、そして地域交流センターの役割を深める上で新たな視座をもたらしている。

「大学と地域」といった場合、これまで「大学」という名の組織やキャンパス空間が、あたかも「地域」とは分離する形として認識した上で、その両者の接近を「連携」の名の下で探求してきたといえる。「地域に飛び出す」、「地域交流」、「地域連携」、「地域貢献」などの言葉を使用する場合、その主語は「大学」（それに属する教職員・学生）となるわけだが、果たして地域は大学にとって交流・連携・貢献の相手として捉えてよいのであろうか。学外工房の例は、大学にとってのサテライト機能として理解するのが妥当だが、視点を変えれば大学の教育・研究を行うキャンパスは、もはや大学が所有するその敷地構内に留まらないということでもある。仮に大学の設置認可上のキャンパスを形式的キャンパスとすれば、地域は実質的キャンパスとして理解することが出来よう。形式的キャンパスの中では、大学と地域は分離した存在同士の中で、両者をつなぐ「窓口」としての「地域交流センター」という役割になる。しかし、実質的キャンパスの中では、大学と地域は分離したものではなく、一体不可分の存在へと転ずる。その場合、「地域交流センター」は「窓口」としての機能という使命を果たす形にはならないのである。

例えば、様々なテナントが軒を連ねて構成する大型スーパー・マーケットやショッピングモールに話を置き換えてみよう。利用客やそこで勤務する店員にとって、両者をつなぐ「窓口」というのは存在するであろうか。利用客にとって、目的の商品を購入する際、どこにどの店が位置するかが不明な場合、ある人は入口にある配置図を確認するだろう。またある人は、店内を探索する中で偶然発見することもあるかもしれない。中には、店舗の中心部に位置するインフォメーションセンターで、その場所を尋ねる人もいるはずである。つまり、大学に「窓口」が存在することは、対地域との関係の中で両者は分離したもの同士を意味することでもある。大型スーパー・モールのように、一つの地域という存在の中に大学が包含されている場合は、利用客とをつなぐ「窓口」は特に必要を無さない。逆に、情報の集約基地として、そして利用客のニーズと店舗を結びつけるコーディネートの存在が重要となる。

大学と地域が分離している中では、大学内部の教職員・学生、地域住民や企業・団体は、必ずその「窓口」を介して行かなければ、相手に辿りつくことが出来ない（図1）。しかし、「窓口」を介さず個々で主体的に接触や交渉を推し進めることが出来、またそれが広がる中では、「窓口」としての業務は特に設ける必要はなくなる。その場合、新たに調整機能や情報集約・発信の使命が、包含された場合には不可欠な存在となってくる（図2）。

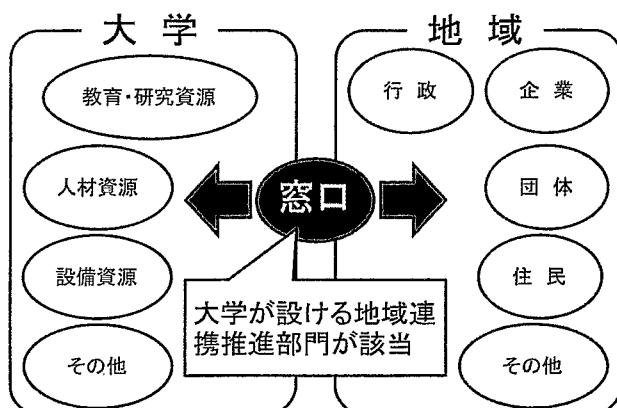


図1 形式的キャンパス下での大学と地域の相関図

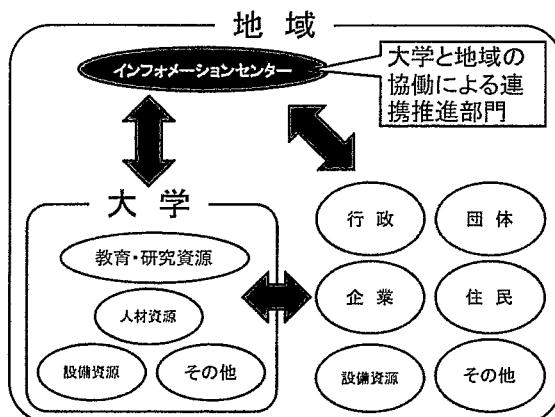


図2 実質的キャンパス下での大学と地域の相関図

田上が紹介した学外工房は、学内の施設設備では十分な教育研究が果たせない中で、不足する資源を地域に求めたいわけ苦肉の策である。純粋なサテライト機能とは区別して考えなければならないのは、学外に存在する地域の設備資源を適材適所で利用していくという点にある。大学にとっての利点は、巨大なコスト投入により自前の施設設備を設けなくても済むが、地域にとっても大学との関係性の中で共同開発や交流の創出が期待できる点にある。このことから、大学にとって地域を一つのキャンパスとして捉えることは、大学と地域の融合化を促進することだけではなく、日々の活動や日常生活レベルで大学の存在を実感する機会を生むことができる。「コミュニティ・カレッジ」とは、このような地域に溶け込んだ大学の姿をもとにして、その機能が深められていく必要があるのではないかだろうか。

### （3）「地域」とともに進める学生教育～第3章（板倉一枝）を受けて～

第3章で板倉が取り上げた「サービス・ラーニング」は、先に紹介した「新しい公共」との関連でも注目しておきたい内容である。結論を取りすれば、サービス・ラーニングの結果として、「新しい公共」の担い手に学生が成長する仕掛けづくりもあり得るということである。第1章で藤本が、学生のキャリア形成と地域貢献の統一性について言及しつつ、それを実現させる一つの方法として NPO（Non-Profit-Organization）設立の提案を行った。「新しい公共」を担う NPO が、大学に存在する必

要があるかは別の議論となるが、結果としてNPO設立に至らずとも、地域のNPO組織との活動や設立を意識した活動を通じて、学生自身が必要なスキルを身につけ成長していくことは、大学の学生教育において有効的である。その際、視点としては「自治」を担う社会の形成者の育成を含むことを提案したい。

世紀転換期の2000年4月より、いわゆる「地方分権一括法」が施行されたことにより、地方行政は「地方分権」を合言葉に、中央政府とは異なる独自の行政施策を多く採り出した。その流れの中、「地方政府」(local government)という表現も使用され、「自治」に対する関心度も高くなり、その対象もより住民に身近なレベルでのものが多くなった。現在の民主党政権は、2009年11月に「地域主権戦略会議」を内閣府に設置し、「地域のことは地域に住む住民が決める『地域主権』を早期に確立する観点」で「地域主権」を推し進める動きを見せている。このように「自治」の問題は、住民にとって身近な課題として要求されてきているとともに、「住民自治」の視点からの「まちづくり」を図っていくことに迫られている。そのような中で「新しい公共」として、従来の行政（地方政府）に代わり、住民やNPO組織などが主体となる、公共サービスが生み出される契機にもなっている。つまり、「新しい公共」を住民レベルで主体的に捉えれば、地域の自治力の形成への契機としても理解することが出来るだろう。そのような視点から、地域の町内会（自治会）に学生が参画していく試みも登場している（例えば、鳥取大学地域学部と鳥取市湖山町茶屋二区町内会による「えんがわ事業」が参考となる：えんがわ事業実行委員会「鳥取市茶屋二区町内会えんがわ事業の意義と課題」『鳥取県福祉研究学会第4回研究発表会（発表要旨集）』2011年、pp.82～83）。

のことから「サービス・ラーニング」の可能性を考えた場合、学生が地域に対して何か貢献するということに終始せず、地域の自治を担う主権者一人としての成長も期待される。20歳で法的に「成年」を迎え、その一つに選挙権を得る学生にとって、主権者としての自己の存在を考える機会としては絶好の時期であろう。また、地域で暮らす住民たちの生活や、生活の中で生じている課題に直面する中で、自身も地域で暮らす住民の一人として、己の今後の生活をイメージすることが容易となる。主権者として、そして生活者として地域での暮らしをどのように行うのか、まさにキャリア教育の一環としても必要な取組みである。そこでは、地域は「協力者」としてではなく、学生に対する教育を担う「共力者」としての存在になる可能性が高い。前項で述べたことと関連し、大学と地域が分離する中では、大学の教職員だけで学生を育む姿勢になる。大学が地域に包含される中で、教育者の範囲は地域住民にも拡大することになり、地域も学生に対する教育の担い手として関わることとなる。大学と地域がそれぞれ責務を負う中で、ともに学生を育む視点での「サービス・ラーニング」の展開は、疲弊・混沌した現代の地域社会を変革する源にもなるのではないだろうか。

#### （4）小括～Community Based Education の提案と地域交流センターの今後に向けて～

最後に、本研究でそれぞれが取り上げた問題意識をもとに、本学地域交流センターの今後に向けて話を整理しておきたい。

まず、本学が建学の理念として掲げる「地域の発展に貢献する人材を育成すること」を、より具体化していくための「ミッション」の確立が必要である。「地域の発展」といった場合の「地域」とはどこか、またどのような存在なのかというものは鮮明ではない。また、「発展に貢献する」ということは、何をもって計りえるのかということである。本学学則第1条では、目的として「教育基本法ならびに学校教育法に基づき、深く専門の学芸を研究教授し、豊かな教養と専門学術、職業および実際生活に必要な能力を修得させ、学生が自らの人格を培うことを援助し、よりよい社会の形成者を育成すること」を掲げている。地域社会における、よりよい「形成者」としての姿をどのように提示するかが必要である。その際、鳥取県内の他大学とは異なる本学の地域に対する特色が見えることで、人材育成における「機能別分化」が果たされるのではないかだろうか。

そして、これまで実施してきた「地域に飛び出す」ことを今後有機的に考えれば、地域社会を構成

する組織や人の輪の中に入り、それらのシステムを理解し、そこで生じている矛盾や問題を拾い上げていくことが必要である。これは「自治力」の形成に他ならない。今後、「サービス・ラーニング」の展開を期待するなら、抽象的な「地域」ではなく、具体的に「地域」をイメージしやすい町内会や自治会など、地域の自治組織である“community”を対象にすることが有効であろう。地域＝“community”に潜む一つひとつの課題を、地域社会の集団の中でどのように解決していくかという営みを体験することで、学生は課題解決の可否はともかく地域に貢献したという疑似的な経験を得ることになる。学生自身が求められる「新しい公共」を担う人材として成長するという方向ではなく、大学教育を通じて地域社会に溶け込む中で、学生自身引いては大学が地域社会における「新しい公共」の役割として位置づくことが、その地域における大学の存在意義として必要なことになる。「地域の発展に貢献する人材」の姿とは、主体的に地域社会へ参画し、そこで自治の力を發揮する人を意味することになるだろう。このようにして、「地域に根ざした大学」としての学生教育を追求する姿が、「コミュニティ・カレッジ」としての一つの役割になるのではないだろうか。また、地域に根ざすだけではなく、その大学における教育も地域に根ざした形で展開が期待される。筆者はこのような教育を、“Community Based Education (CBE)”（＝地域に根ざした教育）と表現したい（障害者問題の領域では、「地域に根ざしたリハビリテーション」＝“Community Based Rehabilitation”の取組みが国際的に展開されている）。そのためには、地域との「窓口」役として機能してきた「地域交流センター」が、教育機能を付した形で体制の充実が図られることが望ましい。

図3は、本研究を総括する中で地域交流センターの業務内容を整理しながら描いた、コンセプトイメージ（私案）である。現状としては、「教育」の柱が欠けているため、その部分は理想ということで取り入れて描いたものである。地域に対する「教育」「研究」「連携」の幹が太く成長し、結果として地域への「地域貢献」の実をつけるという見通しである。それらの幹の栄養源として、「地域交流」のフィールドが存在し、それぞれの幹の根元が土中でしっかりと根を生やしているという姿である。地域交流センター規程では、その目的に「教育」の語はあっても、それは支援する教育界という対象を指す形で表現されている。そこで、業務に「教育」の機能を付加することで、地域貢献という樹はより安定した形へと変容するだろう。このようにして、「地域の発展に貢献する人材を育成する」という大学の理念に基づき、より具体的にミッションとして地域社会に提示すること、そして地域とともに教育・研究・連携を図り、地域社会の発展に結びつけることで、地域に貢献する大学の存在意義が高まると言える。地域交流センターは、それらの大地において交流機会を創出することを担う機関として、その役割が期待されるのである。

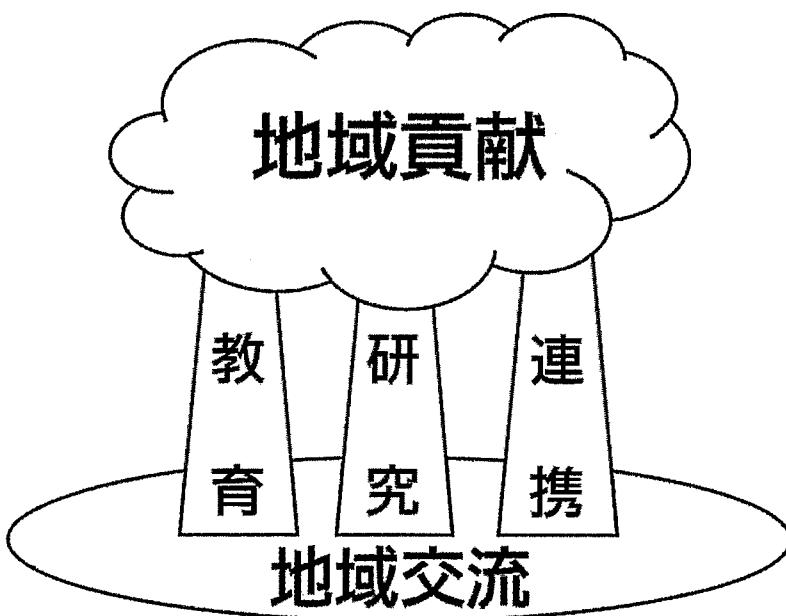


図3 地域交流センター・コンセプトイメージ  
(國本私案、2011年3月)